

FAX送信用

令和 2 年 9 月 8 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況の令和2年8月末日現在の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ

(http://hokkaido-roudoukyoku.j-site.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html) においては、苫小牧署を含め全道各署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月10日頃更新予定）されておりますので活用してください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第3方面

電話：0144-88-8900

令和2年 業種別労働災害発生状況

(令和2年8月末現在)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
全産業合計			(7) 338	(7) 338	80		(25) 275	(25) 275	77	63	22.9	100.0
除く鉱業計			(7) 338	(7) 338	80		(25) 275	(25) 275	77	63	22.9	100.0
製造業			64	64	13		(10) 70	(10) 70	21	-6	-8.6	18.9
内 訳	食料品		16	16	4		(9) 30	(9) 30	8	-14	-46.7	4.7
	木材木製品		12	12	1		4	4		8	200.0	3.6
	紙・パルプ		3	3			(1) 1	(1) 1		2	200.0	0.9
	窯業・土石		4	4	1		7	7	3	-3	-42.9	1.2
	金属・機器		9	9	3		9	9	2			2.7
	輸送用機械		6	6			4	4	3	2	50.0	1.8
	その他		14	14	4		15	15	5	-1	-6.7	4.1
鉱業												
土石採取			2	2	1		1	1		1	100.0	0.6
建設業			(2) 32	(2) 32	6		(3) 29	(3) 29	6	3	10.3	9.5
内 訳	土木工事業		7	7	2		(2) 12	(2) 12	4	-5	-41.7	2.1
	建築工事業		(2) 13	(2) 13	2		10	10	1	3	30.0	3.8
	木造建築業		4	4	2		4	4				1.2
	その他の工事業		8	8			(1) 3	(1) 3	1	5	166.7	2.4
道路貨物運送業			43	43	5		(6) 49	(6) 49	4	-6	-12.2	12.7
その他の運輸業			(1) 10	(1) 10	5		(1) 11	(1) 11	3	-1	-9.1	3.0
陸上貨物取扱業			4	4						4		1.2
港湾荷役業			4	4	1		4	4	2			1.2
林業			3	3			1	1	1	2	200.0	0.9
漁業			1	1			1	1	1			0.3
卸売・小売業			(1) 39	(1) 39	18		28	28	15	11	39.3	11.5
清掃業			14	14	3		9	9	1	5	55.6	4.1
ゴルフ場			3	3	2		(1) 5	(1) 5		-2	-40.0	0.9
その他の事業			(3) 119	(3) 119	26		(4) 67	(4) 67	23	52	77.6	35.2

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。
本統計は、速報値であり、修正することがあります。

() 内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

令和2年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和2年8月末現在）

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転 倒 災 害	死亡	休業 4日 以上	合計	転 倒 災 害	増 減 数	増 減 率	
農 業			4	4	1		8	8	3	-4	-50.0	1.2
畜 産 業			23	23	1		17	17	3	6	35.3	6.8
理 美 容 業												
その他の 商 業			3	3	2		(1) 3	(1) 3				0.9
金融・ 広告業			1	1	1					1		0.3
映画・ 演劇業												
通 信 業			(2) 7	(2) 7	2		(1) 3	(1) 3	2	4	133.3	2.1
教育・ 研究業												
保健・ 衛生業			(1) 65	(1) 65	12		(2) 21	(2) 21	9	44	209.5	19.2
飲 食 店			8	8	1		6	6	3	2	33.3	2.4
その他接客娯楽業 (除くゴルフ場)			2	2	2		7	7	3	-5	-71.4	0.6
その他の 事 業			6	6	4		2	2		4	200.0	1.8
合 計			(3) 119	(3) 119	26		(4) 67	(4) 67	23	52	77.6	35.2

令和2年 死亡災害発生状況

(令和2年8月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要				
死亡労働災害は発生していません											

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	合計
死亡件数	9 (3)	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	58 (10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 労働災害発生状況について

令和2年8月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上死傷災害は338件で、前年同期より63件(22.9%)増加しています。

前年同期に比べ1割以上増加している業種は、木材木製品製造業が8件(200.0%)増、紙・パルプ製造業が2件(200.0%)増、輸送用機械器具製造業が2件(50.0%)増、土石採取業が1件(100.0%)増、建築工事業が3件(30.0%)増、その他工事業が5件(166.7%)増、陸上貨物取扱業が4件(前年同期なし)増、林業が2件(200.0%)増、卸売・小売業が11件(39.3%)増、清掃業が5件(55.6%)増、畜産業が6件(35.3%)増、金融・広告業が1件(前年同期なし)増、通信業が4件(133.3%)増、保健・衛生業が44件(209.5%)増、飲食店が2件(33.3%)増、その他の事業が4件(200.0%)増となっています。

事故の型別は多い順に、転倒災害が80件(23.7%)、墜落・転落が70件(20.7%)、動作の反動・無理な動作42件(12.4%)、その他が38件(11.2%)、はさまれ・巻き込まれが36件(10.7%)となっています。

2 第71回 全国労働衛生週間(準備期間)について

労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する意識を高め、職場の自主的な活動と労働者の健康確保を目的とした「全国労働衛生週間」が令和2年10月1日(木)～7日(水)に、スローガンを「みなおして 職場の環境 からだの健康」として実施されます。

先駆けて9月1日～30日を準備期間として過重労働対策やメンタルヘルス対策、化学物質の健康障害防止対策や受動喫煙防止など重点事項を実施するようお願いいたします。

詳細については厚生労働省ホームページ内でも紹介しております「第71回 全国労働衛生週間」パンフレット等をご覧ください。

3 新型コロナウイルス感染症について

① 労働安全衛生法等に基づく健康診断については、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施してください。

② 令和2年6月末までの間に、健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までに実施してください。なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施計画を立て、それに基づき実施する必要があります。

③ 安全委員会等については、法令に基づき毎月1回以上開催する必要があります。

いわゆる“三つの密”を避け、議題にも新型コロナウイルス感染拡大防止を含めるなど、積極的な調査審議をお願いいたします。

上記通達の具体的な内容については厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内の「企業(労務)の方向けQ&A」内に掲載されています。

4 溶接ヒュームに係る特定化学物質障害予防規則等の改正について

金属アーク溶接等作業において発生する溶接ヒュームについて、労働者に神経障害や発がん性が確認されたことから、特定化学物質障害予防規則等が改正され、令和3年4月1日から施行されます(一部、令和4年度まで経過措置あり)。

このため、金属アーク溶接等作業を労働者に行わせる事業場においては、新たに(1)全体換気装置による換気等、(2)溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用、及びフィットテスト(呼吸用保護具の外側と内側の測定対象物質の濃度測定)、(3)特定化学物質作業主任者の選任、(4)特殊健康診断の実施及び結果の保存、労基署への特殊健康診断報告、(5)その他安全教育や立入禁止、喫煙又は飲食の禁止などの措置を講じる必要があります。

詳細については厚生労働省ホームページ内でも紹介しております「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」パンフレット等を御覧ください。